

会 議 結 果 （第 1 回）

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等名称	第1回神奈川県里地里山保全協議会
開催日時	令和5年8月3日（木曜日） 14時30分から17時00分
開催場所	新庁舎第5B会議室
（役職名） 出席者	北村 栄、◎古賀 学、小清水 茂、齋藤 静子、佐藤 峰、外川 尚幸、永井 巧、○町田 怜子、宮野 賢一、吉武 美保子 （敬称略・50音順、◎会長、○副会長）
次回開催予定日	（未定）
問合せ先	環境農政局農水産部農地課 農地活用グループ 佐藤、三留 電話番号 (045) 210-4475 ファックス番号 (045) 210-8852 <u>環境農政局 農水産部 農地課へのお問い合わせフォーム</u>
掲載形式	<u>議事録</u>
会議経過	議題 1 条例及び指針について 2 条例及び指針の見直しスケジュールについて 3 条例の見直しについて 4 指針の見直しについて 5 アンケート調査について
会議資料	1 <u>次第</u> 2 <u>会議資料目次</u> 2 <u>資料1 神奈川県里地里山保全協議会設置要領</u> 3 <u>資料2 神奈川県里地里山保全協議会傍聴要領</u> 4 <u>資料3 条例及び見直しのスケジュール（案）</u> 5 <u>資料4-1 神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の見直しについて</u> 6 <u>資料4-2 条例見直し作業について（要綱第7条関係）</u> 7 <u>資料5-1 かながわ里地里山保全等促進指針の見直しについて</u> 8 <u>資料5-2 指針の主な取組状況（実績）</u> 9 <u>資料6-1 e-KANAGAWA 電子申請システムアンケート（案）</u> 10 <u>資料6-2 里地里山活動団体アンケート（案）</u>

(議長：古賀会長) それでは議題1、条例及び指針についてということで、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 御説明させていただきます。お手元の別添資料の【1 条例の概要】、【2 取組みの概要】、【3 取組の状況】で、御説明いたします。まずは、「条例の概要」をご覧ください。

まず、神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の概要について、御説明いたします。里地里山とは、集落と農地・水路・ため池・雑木林などが一体となった地域のことです。こうした地域は、人が「自然」に働きかけ、長い時間をかけて形づくられており、農林業の生産の場や生活の場として、私たちに多くの恵みをもたらしてきました。しかし、近年、生活様式の変化や農家の減少・高齢化などにより、適切な管理が行き届かず、その恵み多き機能が失われつつあります。そこで、県では、今から15年前、平成20年に「里地里山」を次世代に引き継いで行くため、保全・再生・活用の促進についての条例を定めました。

パンフレットの中面をご覧ください。

こちら、左側上段の目的・定義は、今述べたような内容になります。また、基本理念として、①地域の方々が主体となり、②土地所有者、県民、県、市町村等が連携して、③地域の農林業の営みを尊重して、継続的に、保全・再生・活用を進めるという事を掲げております。

続いて、中段ですが、県、土地所有者等、県民がそれぞれ責務を負うことを謳っています。

最後に、下段、仕組みについてですが、こちらについては、別添資料2の「取組みの概要」チラシで御説明いたします。条例の概要と似ておりますが、この中面左側をご覧ください。条例に基づく手続きとして、まず、「里地里山保全等地域」の選定をします。これは、地域の主体的な活動により、保全・再生・活用が図られると認められる地域を市町村からの申出等により県が選定する、というものです。続いて、「里地里山活動協定」の認定です。これは、選定地域で活動する団体と、土地所有者等の間で締結された協定を認定するというものです。そして、活動の支援です。県は、その活動が継続的に行えるよう支援することになっています。

先ほど、県も責務を負うと御説明しましたが、その責務のひとつとして、県は、条例第7条に基づき「かながわり地里山保全等促進指針」を定めています。この指針は、条例の目的の達成に向け、今後の本県における里地里山の保全等の促進に関する目標を示すとともに、その目標を達成するために取り組むべき施策の方向、そして、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を示しているものです。

指針に基づく取り組み内容の一例ですが、右側をご覧ください。県は、活動団体が行う里地里山の保全のための活動資金として、農林地の面積や取り組みに応じた補助を行っています。具体的には、田畑の草刈りなど、田んぼや畑、山林の保全や再生活動、地域の生きもの調査などの体験教室、③草刈り機など必要な資機材の購入に対する補助などです。

また、里地里山の多面的機能について、広く県民に知っていただくための取り組みや、活動団体の交流等も進めています。具体的には、次世代を担う子どもとその御家族を対象に稲刈りやそば打ちなどを行う「子ども里地里山体験学校」の開催、里地里山の多面的機能を県民に広く知っていただくための「里地里山シンポジウム」の開催、活動団体間の交流を進めるための「里地里山サミット」の開催などです。

ただし、御承知のとおりここ数年はコロナ渦の影響もあり、体験学校、シンポジウムは実施しておりません。

続いて、別添資料3の「取組の状況」をご覧ください。条例の仕組みに基づき選定された地域と、認定された活動協定団体の一覧です。主に県西部地域に広がっていますが、現在、22地域を保全等地域として選定

しています。また、これまで28団体が認定されましたが、現在は26団体が認定活動団体として、里地里山の保全活動を行っています。

以上、条例と指針の概要について、御説明いたしました。

(議長) ありがとうございます。只今の説明について、何か御意見または御質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは次は引き続いて、議題の2になります。条例及び指針の見直しスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局) お手元の資料5ページの、【資料3】をご覧ください。

協議会のスケジュールについて御説明いたします。

条例を改正又は廃止、指針を改定となった場合、その公表時期は令和7年3月～6月を目標として検討を進めていきたいと思っております。

協議会は今回を含め5回程度を予定しております。

まずは、これまでの施策評価と、新たに必要となる里地里山の保全、再生及び活用の促進施策等について、今回と第2回協議会で御検討いただき、その検討を踏まえた上で、条例及び指針の見直しの必要性・方向性について御検討いただきます。

条例の見直しの必要性につきましては、これまでの施策評価及び新たに必要となる施策の検討と並行し、今回及び第2回協議会で主に検討をお願いしたいと思います。ただ、条例改正が必要となった場合には、さらに回数を重ねて検討をお願いすることになるかと思っております。

指針の見直しにつきましては、同じく、これまでの施策評価及び新たに必要となる施策の検討と並行し、今回及び第2回協議会で指針改定の方向性について御検討いただき、改定が必要となった場合には、第3回協議会で改定案について御検討いただきます。場合によっては、改定案検討の前に、見直し案やたたき台の検討のための協議会を開催する可能性もあります。そして、改定案の検討の後、その結果を踏まえて、素案を確定させ、議会への報告、パブリックコメントを実施いたします。

これらを踏まえ、第4回協議会でさらに御検討をすすめていただき、最終意見のとりまとめをしたいと考えています。

そして、この最終意見を踏まえ、県で条例案、指針案を策定し、議会への報告、議案提出し、初めに申しました通り、令和6年度末から令和7年度頭、3月～6月頃に公表していくことを考えています。

第5回協議会では、条例や指針の改正内容の報告をさせていただく予定です。

以上です。

(議長) ありがとうございます。このスケジュールにつきまして、皆さま、御意見、御質問、ありますでしょうか。協議会は5回、また必要に応じて追加されるということなので、よろしくをお願いします。

(齋藤構成員) パブコメ実施の時期と期間について教えてください。

(事務局) パブコメにつきましては、令和6年の7月から8月にかけて一か月程度を予定しています。

(齋藤構成員) 他の計画等でも同じですが、期間が少し短いと思います。時間を取っていただいて、こういう内容が出ました、検討材料はこうです、ということで議論しやすくなり把握できるのではないかと思います。

(事務局) 御意見ありがとうございます。全体的なスケジュールもありますが、長くとれるような検討はさせていただきたいと思います。

(会長) 案がどのくらいでできるかにもよるかと思いますが、早く作れば良いというものではないですが、プロメでできるだけ多くの意見をいただけるように検討をお願いします。

(佐藤構成員) 第2回の協議会のところに、併せて現地調査を検討となっていますが、県の方で調査をするということですか。

(事務局) 協議会として、皆様の御希望があれば、現地の活動団体に伺ってお話を聞く機会を持てればということでごここに書かせていただいております。

(議長) スケジュールについては、適宜修正していくということになるかと思いますが、よろしくお願ひします。

次に、議題3、条例の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 今回、第1回目の協議会ということになりますので、議題3また次の議題4で、どのような手続きで、条例の見直しも必要性、指針の見直しについて考えていくのか御説明させていただきます。

お手元の資料6ページの、【資料4-1】をご覧ください。

本条例は平成20年4月1日に施行されてから、15年が経過したところです。

資料4-1の1のとおり、条例の附則に、施行の日から5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする、とあります。前回は、平成30年度に検討を行い、条例改正・廃止の必要はない、という結果になりました。今回、前回の見直しから5年が経過するため、改めて、見直しの必要性について検討を行うものです。

見直しの視点やその手順については、県条例の見直しに関する要綱に定めがあり、「2 見直しの視点」にある5つの視点（必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性）により条例を点検することとなります。手順としては「3 見直しの手順」にあるように条例の制定の趣旨の確認や施行状況の把握、社会状況の推移の把握、これらを踏まえて「2 見直しの視点」から検討を加え、条例の改正又は廃止の可否を判断していくものとなります。

「4 里地里山条例の見直し手順」にありますように、まずは県において3で示した(1)～(3)の作業を行い、これに対し、当協議会で「2 見直しの視点」により御検討いただき、御意見をいただきます。

県は、その意見を踏まえ、条例の改正又は廃止の可否を判断し、見直し調書を作成し、県議会への報告をするという流れになります。

今回は第1回協議会ですので、県で見直しの手順により作業をした内容について、資料7ページの【資料4-2】により御説明いたします。

まずは、「1 条例の制定の趣旨の確認」です。

こちらは条例の解説に記載されているものです。

こちらにありますように、里地里山は、農地や山林、集落が一体となった地域であり、人の手が入ることにより長い時間をかけて形成されたものであり、この結果として様々な多面的機能を発揮しており、その多面的機能の恵沢は多くの県民が享受しているものである。

こうした里地里山の有する多面的機能の発揮と次世代への継承を図るため、里地里山への県民の関心と理解を深めるとともに、土地所有者や地域住民を主体とし、農林業の営みを尊重しつつ、多様な主体が連携し、及び協働する取組の推進に向けている、というものです。

次に、「2 直近5年間における条例の施行の状況の把握」です。

資料の8ページの、〈別紙1〉をご覧ください。

こちらは、それぞれの条文ごとに、現在の状況を示したものです。別添資料1の、条例の条文と併せてご覧ください。

第3条の基本理念では、第1項にて土地所有者等及び地域住民を主体とすべきとうたっていますが、こちらは協定認定の審査基準として、活動団体の議決権をもつものの過半を地域住民等により占めるものとし、運用しています。

第2項では土地所有者や県民、県、市町村が連携して、協働することをうたっており、概ねそのように活動がなされています。今後のアンケート調査においても確認していきたいと考えています。なお、第2項は、県が主体で行う里地里山保全推進事業に関連していますが、現在、令和8年度までは実施が認められています。

第3項では、里地里山の保全等は継続的に行うべき旨うたっており、活動協定の認定の際、活動の期間は3年以上5年程度という基準を設けて運用しています。

次に第4条の県の責務ですが、第1項の総合的な施策の策定と実施、につきましては、「かながわ里地里山保全等促進指針」を策定し、施策を実施しています。

第2項の県民への理解の促進についても「指針」により実施しております。

第3項につきましては、里地里山保全等地域の選定について市町村からの申出等により行うこと、活動団体への支援に市町村を経由するなどの仕組みにより、市町村との連携を図っています。

第5条の土地所有者の責務として、県の実施する里地里山の施策への協力に努める旨謳っていますが、協定締結等に土地所有者の協力を得ています。

第6条の県民の責務ですが、里地里山への理解を深めること、地域活動へ参加すること、協力すること等がありますが、県民の方個人のイベント等への参加、個人や企業等から協力が得られています。

第7条は、指針の策定についてです。

第1項、第2項を踏まえ、指針を策定しているほか、第3項による検証作業には現在着手しています。また第4項による公表も行っています。

第8条は里地里山保全等地域の選定についてです。これによりこれまで22地域を選定し、記者発表やホームページにより公表をしてきました。なお、市町村の申出によらず県が地域を選定した事例はありません。

第9条は里地里山活動協定の認定についてです。

これまでに28協定を認定しました。

第2項の土地所有者等又は地域住民が主たる構成員となる団体などについては、全てこれを満たしていますが、これを満たさない団体からの問い合わせもあります。

その他、規定のとおり実施しています。

第10条の認定里地里山活動協定の変更、第11条の認定の廃止については事例があります。令和2年度には、2団体が高齢化や後継者が見つからないことなどを理由に全協定の廃止を行っています。

第12条のように取消しを行うような事例はまだありません。

第13条により、認定里地里山活動協定による活動に対する支援は、議題1で指針に基づく取組みとして御説明しましたが、県で補助制度を整備して実施しています。現在、令和6年度までは、この制度が認められています。

第14条により、必要な資料の収集をしているほか、第15条により条例施行規則、審査基準を定め、条例の運用を行っています。

以上が、条例の施行状況となります。

次に、資料の10ページの<別紙2>をご覧ください。

こちらは、条例に関連すると思われる社会状況の推移です。

条例制定前からの状況を記載していますが、この中で、最近の状況としては、13ページをご覧ください。県内の話題としては、令和2年4月に「相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例が施行されています。これは、平成23年度に施行された「相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例」を廃止し、「相模原市緑化条例」などと合わせて拡充したものです。

また県の施策としては、令和元年度策定の「かながわランドデザイン第3期実施計画」、令和4年度改定の「かながわ農業活性化指針」で里地里山保全の取組を位置付けています。

国の動きとしては、OECM（保護地域以外で生物多様性に資する地域）に関わる動きがあります。これは、自然公園や鳥獣保護区、保護林等の保護地域以外で生物多様性の保全を図っている地域を選定するものですが、里地里山地域も有力な候補となります。

県の里地里山条例は、生物多様性をはじめ、生活文化の伝承など、里地里山のもつ様々な、多面的機能の発揮と次世代への継承を図ることを目的としていますが、この社会状況から見ても、里地里山の取組みは今後も推進されていくと考えられます。ここで示した以外にも関連する事例がありましたら、御教示いただきたいと存じます。

次に、資料14ページの、<別紙3>ですが、こちらは、前回平成30年度の見直し時に、県の条例の見直しに関する要綱に基づき、里地里山条例の条文毎に、先ほどお話しした5つの見直しの視点により点検した結果です。今回の協議会では、現時点での点検結果をお示しして、検討をお願いしますので、前回の結果も検討時の参考にしていただければと思います。

続いて、16ページの、<別紙4>は、別紙3による点検・検討を踏まえ、条例改正・廃止の要否の結果の調書の様式になります。これを令和5年度末までに取りまとめ報告することになります。

以上、条例見直しに関する手順や視点について、御説明させていただきました。

今回の協議会において、見直しの視点を踏まえた、条文検討、条例改正又は廃止の要否などについて、御議論いただければと考えています。

(議長) ありがとうございます。見直しの視点や手順について説明がありましたが、なにか御質問等ありませんでしょうか。

こういう視点が重要であるとか、例えば前回の見直しから5年たって、その間に3年間コロナ渦の期間があり、ずいぶん色んなものが変わったのではないかと思います。そういった中で、新たに必要なものも出てきたと思います。それも今回の見直しの必要性の議論の中で出てくるのかと思います。

参考に、県の観光条例も昨年改正してしまして、唯一変わったのが「安心安全」という言葉です。とくに、観光の場合には、コロナの大変な影響を受けたわけですが、条例にはあまりふさわしくないような言葉なのですが、やはり必要だということで入った経緯がございます。

そういったことも、今回の条例の中で必要あるのかなのか、ということも考える必要がある。

(佐藤構成員) 先ほど、現地調査について質問したことと関連するのですが、基本理念のところ、土地所有者及び地域住民が主体となっていなければならないというのが、すでに機能していない団体さんもあるかと思うのですが、地域住民の方も土地所有者の方も高齢化していて息子さんはやりたくないようなことが散見されまして、その時に理想的には土地所有者の方と地域住民の方たちで解決できれば良いのですが、まず地

域住民というのはどういう定義なのかということにもよるのですが、このフレームワークでやっていけるのかなと思っていて、そのときに関係人口みたいなものが盛り込まれたりするような時期に来ているのではないかと現場では感じています。

(事務局) 活動を行っていくのに地域住民だけでは難しいというのは当然出てきておまして、外から参加していただく方が増えれば回っていくと思います。ここで言っている、地域住民が主体となると良いというのは、方向性を定めるところにおいては、やはり地域の住民の方に決めていただくのが良いのではないかと趣旨で運用はしております。活動自体はもちろんたくさんいろんな方が入っていただいて進めていかなければならないということは、今も考えております。

(佐藤構成員) その辺の趣旨がもしかしたらどこかで解説されているのかもしれないですが。

(事務局) はい、例えば、総会を開いて計画を議決する人の過半が地域住民であれば良いという運用になっています。

(佐藤構成員) 現実的にそうなっているかという確認が必要なのかと思います。

(事務局) 確認はしております。

(議長) 今後の検討の中で、地域住民の二分の一が確保できないのではという御意見ですね、二分の一が良いのかどうか。地元の方が4、5人しかいないというところもあるようですので、その点重要な視点かなと思います。

(宮野構成員) これについては審査基準があるかと思いますが、それが少し厳しいのかなと、私共の里山でも、主体的に活動している方は、その近くですがエリアの外に住んでいるので、カウントされないということがあります。もう少し柔軟にしていかないと厳しいというのがありますので、審査基準の見直しを検討したら良いのではと思います。

(吉武構成員) 前回の見直し時にもあったのですが、地域住民の審査基準等での考えが少し狭くなっているのかなと思います。里地里山のあるところは、決定権というのは、地主とは限りませんが、そこに住んでいる人がやはり持つべきだと考えます。決定の場に活動に参加している地域外の方が多くなってしまうと、トラブルが起きがちということがあるので、このようになっています。実際には、地域の方と外の方がつながっていれば良いのであって、条例のその部分については、里地里山を大事にしていく地域の方が主に決定していくべきということで作った条文だと思います。

ただ、地域住民というのが明文化しづらいところですが、どうしても里地里山というのは昔ながらの土地を持っている方が一番偉くて、そのネットワークと、土地は持っていないけどここ四、五十年根付いた方、全く新しい新興住宅地に住んでいる方、の3段階の人たちがいる。その人たちすべて地域住民のはずです。地主さんだけを地域住民と考えるとどうしても無理がある。にもかかわらず新住民の方が地域住民から抜け落ちてしまっているのが危惧することです。私たちも、横浜で活動しているうえで、ここ数十年切実に起きてきたこと。地主さんが代替わりをしてようやく、3段階の方々が融和し始めた段階が横浜の状況なので、県下では、それがこれから如実に出てくるだろうと。今回そこをどう考えるかというのがキーポイント

トになってくると思います。だから、審査基準については指針の改定など、もう少し詳細に考える必要があると思います。

(議長) ありがとうございます。他にありませんでしょうか。審査基準は別にあったのでしたっけ。

(事務局) ありますが、今回の資料には付いていないので、次回協議会で付けさせていただきます。

(議長) よろしくをお願いします。では時間もありますので、次の指針の見直しについて事務局から説明をおねがいします。

(事務局) お手元の資料 18 ページの、【資料 5 - 1】をご覧ください。

指針については、平成 21 年 3 月に策定され、平成 25 年度に見直しを行って、平成 26 年 3 月、平成 31 年 3 月に改定し、施策を実施してきました。

「2 指針の見直しの根拠」をご覧ください。

現行指針の施策の実施期間は、2019（令和元）年度から 2023（令和 5）年度以降となってはいますが、条例第 7 条第 3 項において、定期的に指針を検証するとしており、今回、条例の見直しにあわせ、次年度（令和 6 年度）に向けて、指針の見直しも行うことにしたものです。

見直しの手順ですが、「3」をご覧ください。

まず、県において実績、効果の取りまとめを行います。

これに対し、当協議会において、これまでの施策評価及び新たに必要となる施策の検討を行っていただき、指針改定の方向性について御意見をいただきます。

これを踏まえ、指針見直しが必要となった場合、指針見直し（案）を策定し、パブリックコメントの実施、議会への報告などを経て、次期指針を策定していく考えです。

本日は第 1 回協議会ですので、この手順の(1)の実績、効果について、御説明させていただきます。

それでは、次の 19 ページの、【資料 5 - 2】をご覧ください。

資料 5 - 2 の主な取組実績について御説明する前に、別添資料 5 の「指針」の 12 ページをお開きください。先ほど、議題の 1 で、指針は、条例の目的の達成に向け、今後の本県における里地里山の保全等の促進に関する目標を示すとともに、その目標を達成するために取り組むべき施策の方向、そして、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を明らかにしたものと、お伝えしました。

条例第 7 条により指針の策定や掲げる事項について定められていますが、長期的な目標として、かながわの里地里山のめざす姿を、「人々に豊かな恵みと潤いを与え未来に引き継がれる里地里山」としています。

また、施策の方向として 3 つの柱を設けて施策を実施してきました。

ひとつは、「里の力」として、里地里山の地域住民が主体となった保全等の活動が推進されるような施策を講じてきました。

そして「まちの力」として、「まち」の人々への里地里山の多面的機能の重要性に対する理解を促進し、「まち」と「里」の人々とが相互に連携・協働した保全等の取組が推進されるよう、必要な施策を講じてきました。

最後に「里の世話人」として、「里の力」や「まちの力」を十分に発揮させ、これらを効果的に結び付け、保全等の活動が継続的なものとなるよう、必要な施策を講じてきました。

次に、指針の 18 ページの（3）主な取組 をご覧ください。3 つの柱、里の力、まちの力、里の世話人、そして、それぞれの柱に対応する、取り組むべき施策を記載しています。

それでは、資料 5 - 2 にお戻りください。

資料の見方ですが、左側が指針の内容で、右側がその対応した実績を示しています。

ここ数年はコロナ渦の影響もあり、体験学校やシンポジウム等は実施できておりません。

また、条例の施行から15年をむかえ、県が主体となるイベントの実施については見直しを検討する時期に来ているとも考えております。

協議会の皆様には、現行指針のこれまでの施策評価をしていただくとともに、新たに必要となる施策の検討の参考にして頂きたいと思います。

以上です。

(議長) ありがとうございます。

これについては、具体的な検討は次回以降になるかと思いますが、現段階で御意見等ある方はいらっしゃいますか。

(吉武構成員) 5年前と現在を見た中で、まずは高齢化の問題、そしてなかなか解決は難しいですが鳥獣被害の問題、ここ数年急激に起きたナラ枯れの問題とか、非常に対処の難しい問題が神奈川県下の里地里山地域で起こっている。特にナラ枯れの被害に関しては安全性の問題もあり、どう表現して踏み込めるかというのを今後の視点の一つとして考えていければと思っています。

(議長) 確かに難しい問題ですが、考えていかないといけないですね。地形的な問題もあって場所によって変わってきますね。

(吉武構成員) 樹林地で活動しているところで、スギヒノキの針葉樹だけでなく広葉樹が多いところでは、ナラ枯れに対する対応は難しい。素人では対処できないので、地域の安全安心、防災に関する問題と切っても切れないので、不安材料になっているかと。

(吉武構成員) 指針の12ページの「里の力」っていうのが言葉を変えていかざるを得ないのかなと。ここをもう少し里とまちとを融和するような。地域の人々というのが、里に住み、農林業を営み、その地域の特性などをよく理解し、地域に愛着を持つ人々というのを全部満たさなければならないといわれるとつらい。里に住んでいて、農林業を営んでいない人、地域の特性に詳しくない人も地域住民なわけですよ。ここがもう少し、今決めることではないですが、変更した方が良いのかな、と漠然と思いました。条件をすべて満たした人だけが地域の人々といわれるときつい。

(佐藤構成員) 「里の世話人」というのは、人のイメージが全然ないのですが、誰なのか。「里の力」と「まちの力」には、人々って書いてあるけれども、「里の世話人」は誰が担い手なのか記述がない。世話人というのにどういう人がという表現がないのが気になりました。吉武さんがおっしゃっているように、地域住民というのが多様化していて、世話人を誰が担っているのかが重要になっているかと思っています。

(事務局) 現実問題としては世話人についても新しい方を見つけるのが難しいという状況があります。

(吉武構成員) 世話人全てを外部委託すると予算がかかります。佐藤先生がおっしゃって下さったように、小池先生のやっている大学の方が入っていただくとか、小松城北だとNPOが入っているだとか、平塚だったら平塚市の方が入っているとか、地域に応じて関わっている方がいる。ここには出てこないけど、それぞれの現場ではやってらっしゃる方がいる。それを見える化にするというのはあるかもしれません。

(齋藤構成員) 前回指針を改定した際には、この表現が良いということで意味があったのです。今それがどうこう言うよりも、その時の考え方を生かして、プラス何かという風に考えていただきたい。これを作る時も一生懸命考えました。その時は、これが一番皆さんに分かりやすいし、良い方向ではないかということで皆さんオーケーしたと思います。ここから条例改正が進むのであれば、どこが当時と違ってきたのか、これを踏まえて検討していく必要があると思います。5年たって、里地里山の状況、住んでいる方たち、地主さんたちも変わってきた。そこを一つ一つ考えて進めたら良い。

当時全部が全部100点ではなかったと思いますが、そこを頑張りましょう。

(吉武構成員) 前の5年間で今回の5年間で変わり方が大きいのかと思います。2つ団体が廃止になっている。これまではなかったことですね。

(小清水構成員) 団体が減った具体的な理由というのは、後継者がいないということですか。

(事務局) はい、廃止の届出書では、高齢化で活動が難しくなってきたという点と、後継者がいないということが理由に挙げられています。

(小清水構成員) それが、私たちも活動してきて、ぴんと来ないのですよね。

(事務局) リーダーになる方が育たなかったというのがあります。箱根の団体とかはリーダー中心に引っ張ってきたのですが、次にやる人がいない。

(小清水構成員) うちの会では、みんなそれぞれ考えをもってやっているから、会長がいなくても活動できます。だから、そこが不思議なのですよね。リーダーが全部指揮しないと動かない団体では高齢化もそうなのですけども。この5年でそんなに変わったのかなど、コロナで本当に変わったのか、確かに縮小はしましたが、出来ることをやってきたし、里山なんて半年放っておいたら変わってしまうのだから、それを維持しながらやってきたことは一緒です。

(齋藤構成員) 今どこでも高齢化、里地里山でなくても農業、都市農業に関しても高齢化という難題に直面している。私たちの団体でも若い人に来てほしい、と思っていてもなかなか入会していただけない、と悩んでいます。いかに若い人に入ってもらえるか、団体を守ってより良く継続していくことを考える。条例の中でも指針の中でも良いものを取り込んでいければ良いのかなと思います。

(小清水構成員) なにか高齢化以外の理由もあるのではないかと感じてしまう。高齢化のせいにしてしまっているのではないのかなど、もちろん一因ではあるのでしょうか。

(齋藤構成員) そうなんです。高齢化、後継者がいないことが課題になっている。

(永井構成員) 年齢によるところだけではないのかなど。経験の質の違いとありますが、私の近所の御高齢の方たちは、子供のころに山に入って遊んでいた。それより下の世代では山に入った経験がない。まして、今の子供たちは自分たちだけで山で遊べる状況ではない。40代50代でいきなり山に入るのはハードルがある。子供の時の原体験があって初めて入っていける。そうした経験をした人がある世代から圧倒的に少なくなっ

てしまっている。今の子供たちは自分たちで遊ぶ時間を持っていなくて、山とか海とかに子供だけで行くことはなくなってきている。

(佐藤構成員) 今 26 団体の構成メンバーを分析するのが良いのではないかと思います。地主さんが中心になっている団体、地主さんとサポートするメンバーでやっている団体、サポートメンバー中心の団体があると思うのですが、強いと弱みがそれぞれあって、地主さんが中心の団体はほかの人が入っていきにくいところがあって、地主さんは自分の意見が強いことも多く、全員が高齢化したときに後継者問題が深刻になる。その時点で任せるから何とかしてといわれても難しい。協定終了したところは今どうなっているのかなと。また、そのような団体が増えてきたときに、神奈川の景観でどうなってしまうのかなと。一枚岩ではないので、今回調査をするときに類型パターンみたいなものを調べると今後の対処も考えやすいのかなと。私たちのやっているところでいうと、大学生を保全に連れて行くと、80 才の方が圧倒的に動ける。大学生に期待して下さっても、鍛えてくれないと使えない。大学生は 4 年でいなくなってしまうから、期待されている面もあるけど、保全をバリバリやるのは難しい。外からかかわってリピーターになっていくような人はいらっしゃると思うのですが、それが誰なのか、プロフィールを調査しても良いのでは。

(議長) よろしいでしょうか。今条例と指針の見直しの方法について説明がありました。これから、県の方でいろいろ作業していただくうえで、まず、組織の在り方についてどう考えるか。人員構成とかあると思うのですが、最近では 6 次産業化も言われていますし、他業種の参画も重要ではないかなと思う。例えば厚木ではすぐ横に酒屋さんがあって地域のコメを使って酒を造っている事例がありますし、食の市という 99% 地元の食材を使った民間の方もいらっしゃる、ただ、それらと里地里山の活動とはつながっていない。そういう人たちも構成員として入っていただくということも。地域の方のアピールが足りないという点もあるかと思うのですが、そういった視点が連携という意味で重要になるのかなという気がします。それから、維持するためには経営的な視点が重要だが、そこが少し抜けているかなと。作って余らせて収穫する人がいないから結局耕作放棄地になっているような大変もったいないところもあって、その辺もどうしたら良いのか。売るところが決まればはけるのですが、それができないから収穫もしない、人手も確保できないという悪循環になっている。そういった経営的な視点も大事だと思います。組織形態も変わってきていますので、活動状況だとか人員構成を改めて把握する必要がありますね。どういったところと連携しているのかも含めてですね。厚木市では大学の方にいつごろ何人必要という依頼の一覧がきており、それに応じて来週はブルーベリーの収穫に行くことになっています。積極的な地域からの発信も大事だと。そういったところをどういった形で知らせていくかということになるかもしれません。組織の人員構成も、農作業をする人なのか、それ以外の人も含めた構成員なのかという点も検討の余地もあるのかなと。また高齢化などの社会状況は里山の地域はもろにかぶっている。農業従事者の減少、指導者の減少とか。前回の見直しの際には観光という点もかなり議論されて、その結果、旅行商品化も展開されたと思いますので、その辺も含めてこれから 5 年間の方向性があれば良いと思います。最終的に今年の 3 月に旅行商品化のマニュアルを作っているのですが、今日資料はついてないですか。

(事務局) 別添資料の 15 につけております。

(議長) これ非常によく出来ていて、分かりやすいので、こういったものを地域の研修会や指導の際に役に立てると、活動にも少しはずみが付くかなと思います。この 5 年間コロナもあり、安全安心とかリスクマネジメントといった視点も少し出す必要があるという意見もあったかと思います。

具体的な議論は次回以降になると思いますが、出た意見も参考に今後の調査等実施してもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

(事務局) ただいま、町田先生に急用が入ったということで、退席前に一言御挨拶したいということで、お願いします。

(町田構成員) 申し訳ありません。先生方の議論を聞いていて、地域とか里山を担う人を誰にするのかという点は非常に大事な論点だと思いました。これから里山を担う人も、最初から参加している人、活動に参加してくれる人、一方活動のマネジメントをしてくれる人、いろんな役割分担があると思うのですよね。そういったところを今回のアンケートでも整理をして、活動だけでなくマネジメントへの支援もあると良いのかなと今日感じたところです。申し訳ありませんが所要で退席させていただきます。

(議長) ありがとうございます。では、次の議題になりますが、今後のアンケート調査について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 県では、条例及び指針の見直しの検討にあたり、里地里山の保全、再生及び活用を図るための県民の意識調査を実施していく考えです。また、里地里山で活動する団体にもアンケート調査を実施したいと考えております。そのことについて御説明いたします。

資料 41 ページの、【資料 6-1】をご覧ください。

調査の目的としましては、①条例施行以後、どの程度県の施策が周知されてきたか、②活動の広がりや程度、③県の施策について、④前回、平成 30 年度に実施したアンケート調査からの意識変化の 4 つの視点に基づき、アンケート調査の実施を検討しています。

前は e-かなネットアンケートで実施しておりましたが、県のシステムの変更に伴い、今回は、e-KANAGAWA 電子申請システムという手法により調査を行います。基本的には同様のシステムになります。

これは、インターネット上でこの調査を実施していることを知った方であれば誰でも回答可能という仕組みであり、世間一般の方の意識を確認できる機会と考えています。

42 ページの〈別紙 1〉をご覧ください。

アンケートの(案)を記載しております。項目については、前回実施の内容と変えておりません。

里地里山についてや、保全活動への参加について、県の里地里山保全等の施策について伺う内容としています。

続いて、資料 46 ページの、【資料 6-2】をご覧ください。

こちらは、認定協定活動団体に対するアンケート、52 ページからが認定協定を受けていない活動団体へのアンケートです。現在の活動内容、安全対策、活動に当たっての課題や要望等について、確認調査を行うというものです。認定協定を受けていない団体については県の施策に不明であることなどを考慮し、(43)以降の一部設問を変更しております。

こちら設問内容は前回と同じにしております。

郵送又はメールにより、直接、活動団体へアンケートを実施します。

以上になります。アンケートの内容について、御意見をいただきたいと考えております。

(議長) 利用者と、活動認定団体、それ以外の団体と3つのアンケートがあるということですが、これまでも継続してやっているのでしたっけ。

(事務局) 非認定団体については前回から、それ以外はその前から行っています。前回の結果につきましては、別添資料14に載せさせていただいております。

(佐藤構成員) 会員数と、実働している(日ごろから現場の活動に来ている)人数に乖離があるので把握しておく必要があると思います。平均で毎回何人くらい参加しているのか、来ている方が固定しているのか流動性があるのか。

(事務局) 聞きたいことが多く設問が幅広になってしまっているところもありますが、認定団体のアンケートについては御指摘の点を考慮して設問を増やしたいと思います。

また、ここで意見が出尽くすことはないと思いますので、アンケートについて、またその他今後の検討の方向性等についても一週間程度を目途にいただきたいと思っております、その中で最終的な案を作らせていただきたいと思っております。

(北村構成員) 非認定団体というのはどのように把握されているのですか。

(事務局) 認定団体以外で活動している団体について、5月に里地里山の担当者会議を行った際に市町村にお聞きしています。

(議長) 県の施策に対する課題についての設問がありますが、組織自体の課題についても、自由欄では書けませんが、個別に設問があると書きやすいかと思います。

(佐藤構成員) 課題があってそれに対しどのような支援が良いかということ进行るので、設問41の県に対する課題の前に、全体の課題を聞いた方が良いかと思います。

(議長) 厚木市も保全とか機械に対する補助を別途しているが、それも把握しておいた方が良いのでは。収入源については、会費だけでなく生産物を販売した際の収入なども書いてもらって、把握した方が良い。アンケートについてはきりが無いと思いますので、まあ御意見があれば別途受付ということですのでお願いします。

議題についての説明は終わりましたが、その他に何かありますでしょうか。

(北村構成員) 今日いろいろお話を聞かせていただいたのですが、秦野の団体さんでよく聞くのが、20年くらい前に退職した方たちが団体を作られてそのまま20歳年齢が上がってしまっている、今皆さん70歳、80歳なのであと10年できるかどうか分からないという話をよくされていまして。団塊の世代が辞められて里山の活動に入られている、今年延長の話などもあり里山に入るのも減っているのかもしれないし、さっき永井さんが言われたように子供のころに親しんでいないから入りにくいということもあるかと思うのですが、今の人でもキャンプとかアウトドアのブームがあって、秦野でも薪ストーブを使うのに薪が欲しいということで里山に来られる方もいらっしゃる。興味がないわけではないと思いますが、参加する人がいなくて高齢化してしまっている。20年前と何が違うのかというのが分からないので、長く活動されている方で原因みたいなものが分かれば教えていただきたいと思うのですが。

(吉武構成員) まずお伺いしますが、おじいちゃんたちが固まっている団体に 20 年下の人が入れるでしょうか。難しいですね。単純に言うとそういうことで、いくら入ってくれと言っても入れるような空気を作らなければ入れない。若い人が入ってくれないと言っているのはその人たちに原因がある。うまく継承して 20 年 30 年続いている団体は受け入れる素地があつてうまく回っている。それをやっていない団体は、若い人が入らないし活動が継承されていない。小清水さんがおっしゃられていたように、受け入れがやれているところは回っている。若い人が入らないのは今の団体の活動方法に問題があると私はみていて、冷たい言い方かもしれませんが、その団体が立ち行かなくなつて解散しても、その土地で魅力のあることがあるならば、誰かがそれに気が付いて別の団体を立ち上げるのかなど。例えば永井さんがおっしゃっていた逗子の裏山の活動を誰かが始めれば、面白そうだと思つて参加する人が出てくる。そういう流れなのではないかと思つている。やめるところは仕方がない、そこで無理してカンフル剤を入れて組織の生命維持をしてもうまくいかない。それならば、新しい活動が生まれてくるのをもう一回待つなり、もしかしたら行政かも知れませんが地域の良さを発見した人たちが、そこでもう一回始めるというやり方になるのかなと思つます。

(北村構成員) 20 年前にそんなに団体が増えるというきっかけがあつたのでしょうか。全国植樹祭だとか、里地里山 500 に認定されたとかはあつたかと思つのですが。

(吉武構成員) 里地里山という言葉が動き出して里地里山の活動が認知されたという点は大きかつたと思つます。また、森林づくりボランティアが全国的にもものすごく増えた時期なのですね。自然保護としての動きから普通の人がかかわるボランティア活動が認知され始めた。ボランティアっていうのが福祉とかだけでなく、自然環境に手を入れて、そばにある里地里山の活動を楽しみながらボランティアになるということが一気に進んだのが 20 年前。だから神奈川県も里地里山条例というものを作つていこうと取り組んだ経緯がある。

(齋藤構成員) 個人個人だけでなく行政が PR をして力を貸してくれたのも大きかつた。行政がかかわつてくれるといろんなことが前に進む。だから力を貸してあげてほしいと思つます。

(佐藤構成員) そこに、ベビーブームに方の大量退職がうまく重なつた。

(吉武構成員) NORA が立ち上がったのがちょうど 2000 年なのですが、当時は農地のボランティアは難しかつた、休耕農地というものが増えてきたけど農業委員会の話とかが入ってくるとなかなかそこに踏み込めない。そこに条例を作ることで、休耕農地の保全というところに入れたのは大きかつた。古賀先生もおっしゃられているように、農政がかかわる以上、里地里山の活動は農業従事者だけでやるものではないので、あくまでもそこは入り口であつて、そこで再生が進んで、稼ぐつていう部分が出てくれば、それは農業振興策として動かしていけば良い部分かと思つます。農業従事者でない非農家の方々がかかわることはいっぱいあつて、ここを窓口として森林の再生に関わる林業とか、農業振興とか、もしかしたらまちづくりとか福祉とかにつながる活動も出てくるかもしれない。

(齋藤構成員) 古賀先生もおっしゃっていたように、これからはただ耕す、野菜をつくる等々ではなく、観光という大きな力を利用するのも重要ポイントではないか。

(北村構成員) 秦野でも森林セラピーなどの活動に取り組んでいます。

(永井構成員) 先ほど薪ストーブの話がありましたが、私も家で使っていてなかなか手が回らなくて三浦半島の薪を買っているのですが、薪ストーブってすごく不便なのですが、簡単じゃないことの価値っていうのが当然あるわけで、薪ストーブを使うことで穏やかになったり、香りだったり、ピザを作ったりとかいろんな楽しみがあります。決まってしまった便利すぎることに対して人間性を取り戻すではないですが、そんな魅力がある。シニアの人たち私たちの一番の違いは、日常として里山みたいなところに触れてきたかどうか、都市生活を送っていると私も 50 ですがそこまで日常ではなかった。非日常の遠足とかちょっとしたイベントで関わってはきましたが、それを少しでももう一回日常に食なり薪ストーブなりを組込むことは関係人口も含めてなにかできるのかなと思います。

(議長) そろそろ時間になりましたので、一回目からいろんな話が出てこれからの取りまとめが大変かと思いますが、今後の流れについて教えてください。

(事務局) 今回は、これまでの施策評価、新たに必要となる施策の検討、そして、条例の「見直しの視点」による条文検討、条例の改正又は廃止の可否について、また、指針については、その改定の方向性について、構成員のみなさまからの御意見を伺いたいと思います。

また、次回、アンケートの結果を御報告させていただき、指針見直しの御検討の参考にしていただきたいと思いますと考えています。

構成員の皆様には、本日の議論を踏まえつつ、次回協議会での議論をすすめるにあたっての御意見をいただければと考えています。

御意見については、一週間を目途に事務局あてに、メール又はFAXによりお送りいただければと思います。様式は自由とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

また、次回の協議会の際に、現地調査についても検討したいと考えておりますが、皆様の御意見はいかがでしょうか。

(議長) 現地調査の話がありましたが、いかがでしょうか。

(事務局) 今のところ 10 月末か 11 月の頭で今回のメンバーでない団体で行えればと考えているのですが。

(佐藤構成員) 廃止された 2 団体については何か調査とかはされているのですか。

(事務局) 箱根の団体については、やめるところまで一緒にやっています、最終結論については分からないのですが、コロナ前までは小田急さんとイベントをやっていてそれがやりがいか収益も出るということでやっていたのですが、コロナになってそれができなくなってしまった。それが本当の要因かは分からないのですが、併せて次のリーダーになる人も見つからなかったこともあって、会長さんは継続したい誰かにやってもらいたいというのがあったのですが、元々 4、5 人で動かれていてうまく継承されて行かなかったというところがあります。

(佐藤構成員) 差支えがなければヒアリングができればと思ったのですが、差支えがあれば特には。

(事務局) 聞くことはできますが、小田急さんとのイベントでも県がかなり入って行っていたので。なかなか今以上の答えはもらえないかなと。

たまたまかもしれませんが、廃止になった2団体とも保全だけでなくイベントも積極的に行っていた団体でした。

(佐藤構成員) 強いリーダーシップって問題もあるのですよね。ありがとうございます。

(議長) 現地調査についてはやるということで良いでしょうか。ではその方向で検討をお願いします。2回目の後にやるということですか。

(事務局) 少し時間が長くなってしまいかもしれないのですが、2回目の際に現地調査と見直しの議論を併せて実施できればと考えています。協議会については横浜周辺でということでお伝えしていましたが、その場合は現地の出先事務所等での実施になりますので御承知おきください。

(議長) では、その方向で進めてください。大学の方でもそのような報告をしていただければ参考になるかと思しますので、よろしくをお願いします。また、実際活動されている方も問題点等教えていただければと思います。

里地里山のライフスタイルに楽しさが少し欠けるかなと、終わった後に必ずバーベキューがあるとか何か楽しみをプラスできると良いのかなと、人員の問題もあるかと思いますが、やってみたらという提案できれば。

また、20年前からどう変わっているかという話もありましたのでアンケート結果については時系列の整理をお願いします。

それでは、これで第1回の協議会を終了します。ありがとうございました。

以 上